

平成21年6月18日

電気事業法に基づく定期安全管理審査（平成20年度第4四半期分）の原子力安全委員会への報告について

電気事業法第107条の3第1項の規定に基づき、平成20年度第4四半期の実用発電用原子炉に係る定期安全管理審査の実施状況について、本日開催の原子力安全委員会に別紙のとおり報告しましたので、お知らせします。

独立行政法人原子力安全基盤機構の定期安全管理審査結果報告書については、下記 URL をご参照下さい。

<http://www.jnes.go.jp/katsudou/topics2008.html>

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院原子力発電検査課長 山本

担当者： 田口、小川

電話：03 - 3501 - 1511（内線 4871）

03 - 3501 - 9547（直通）

(別紙)

平成21年6月18日
経済産業省
原子力安全・保安院

電気事業法に基づく定期安全管理審査について(平成20年度第4四半期分)

電気事業法第107条の3第1項の規定に基づき、同法第55条第4項の規定による定期安全管理審査の実施状況について、別添のとおり報告します。

実用発電用原子炉施設の定期安全管理審査について
(平成20年度第4四半期)

1. 定期安全管理審査及び評定の結果の概要

(審査対象)

川内原子力発電所第1号機 第19回定期検査における定期事業者検査
美浜発電所第3号機 第23回定期検査における定期事業者検査
伊方発電所第3号機 第11回定期検査における定期事業者検査
大飯発電所第4号機 第12回定期検査における定期事業者検査
福島第二原子力発電所第3号機 第15回定期検査における定期事業者検査
泊発電所1号機 第15回定期検査における定期事業者検査
高浜発電所第4号機 第18回定期検査における定期事業者検査
福島第二原子力発電所第2号機 第18回定期検査における定期事業者検査

(審査結果)

審査を行った結果、川内原子力発電所第1号機、美浜発電所第3号機、伊方発電所第3号機、大飯発電所第4号機、福島第二原子力発電所第3号機、泊発電所1号機及び高浜発電所第4号機については、重大な不適合と判断されるものは認められず、また、改善が必要と判断される事項も確認されなかった。

また、福島第二原子力発電所第2号機については、重大な不適合と判断されるものは認められなかったものの、改善が必要と判断される事項は1件確認されたが、本審査期間中に是正処置が適切に実施されていることを確認した。

(評定結果)

審査結果について機構からの通知及び説明に基づき精査した結果、川内原子力発電所第1号機、美浜発電所第3号機、伊方発電所第3号機、大飯発電所第4号機、福島第二原子力発電所第3号機、泊発電所1号機及び高浜発電所第4号機の定期事業者検査の実施体制については、自律的かつ適切に行い得ると判断し、Aと評定した。

また、福島第二原子力発電所第2号機の定期事業者検査の実施体制については、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断し、Bと評定した。

2. 評定基準等

(評定項目)

電気事業法第55条第5項に規定する項目

- ・定期事業者検査の実施に係る組織
- ・検査の方法
- ・工程管理

電気事業法施行規則第94条の7第1項において準用する第73条の8に規定する項目

- ・検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- ・検査記録の管理に関する事項

・検査に係る教育訓練に関する事項

(評定項目の適切性を評価する際に準用できる基準)

品質保証に関する基準

社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 3)

保守管理に関する基準

社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」(J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 3)

原子力発電所の定期事業者検査に関する解釈について (平成 1 7 ・ 1 2 ・ 2 0 原院第 1 1 号)

(評定)

- A : 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。
- B : 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。
- C : 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得るために、相当程度改善すべき事項がある。

1.九州電力株式会社

定期安全管理申請者	九州電力株式会社 代表取締役社長 眞部 利應 (申請日 平成20年7月2日、申請番号 原発本第131号)
審査の対象事項	川内原子力発電所第1号機 第19回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	1. 審査実施期間 平成20年7月30日～平成21年1月9日
	2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成21年1月9日(通知番号 08検計受安-0029)
	3. 審査結果の概要 平成21年1月9日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、また、改善が必要とされる事項も文書審査及び実地審査を通じて確認されなかったとしている。 機構は、以上のことや、本機の審査において、当機構の審査員が質問あるいは気づき事項として実施内容の確認や意見交換を行った事項に対して、改善内容を検討、実施するとともに定期事業者検査に関する不適合・是正処置及び定期事業者検査評価・改善報告書を適切に運用する等、同発電所の前向きな取り組みが認められていることなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると評価されるとしている。
	4. 審査項目 文書審査及び実地審査10項目(制御棒クラスタ検査、1次系熱交換器検査、液体廃棄物処理系設備検査など)
評定 (原子力安全・保安院)	1. 評定結果：A
	2. 評定の通知 平成21年2月24日(通知番号 平成21・01・09原第34号)
	3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。
	4. 評定委員会の開催状況 平成21年1月29日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成20年2月12日 評定の検討
	5. 評定における特記事項 なし
その他	

2. 関西電力株式会社

定期安全管理申請者	関西電力株式会社 取締役社長 森 詳介 (申請日 平成20年7月31日、申請番号 関原発第237号)
審査の対象事項	美浜発電所第3号機 第23回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	1. 審査実施期間 平成20年8月25日～平成21年1月9日
	2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成21年1月9日(通知番号 08検計受安-0045)
	3. 審査結果の概要 平成21年1月9日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、また、改善が必要とされる事項も文書審査及び実地審査を通じて確認されなかったとしている。 機構は、以上のことや、本機の審査期間中に、定期検査及び定期安全管理審査において、当機構審査員から出されたコメントや確認事項等について、真摯に対応し、改善に向けた検討にも取り組んでおり、不適合事象に対しても、同発電所において水平展開を行うなど積極的な活動が行われていることなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると評価されるとしている。
	4. 審査項目 文書審査及び実地審査10項目(液体状の放射性廃棄物の漏えい検出装置及び警報装置機能査、2次系配管検査、高経年化対応検査のうち脱気器及びグラント蒸気復水器検査など)
評定 (原子力安全・保安院)	1. 評定結果：A
	2. 評定の通知 平成21年2月24日(通知番号 平成21・01・09原第35号)
	3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。
	4. 評定委員会の開催状況 平成21年1月29日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成21年2月12日 評定の検討
	5. 評定における特記事項 なし
その他	

3. 四国電力株式会社

定期安全管理申請者	四国電力株式会社 取締役社長 常盤 百樹 (申請日 平成20年8月4日、申請番号 原子力発第08126号)
審査の対象事項	伊方発電所第3号機 第11回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	1. 審査実施期間 平成20年8月27日～平成21年1月9日
	2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成21年1月9日(通知番号 08検計受安-0049)
	3. 審査結果の概要 平成21年1月9日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、また、改善が必要とされる事項も文書審査及び実地審査を通じて確認されなかったとしている。 機構は、以上のことや、本機の定期安全管理審査及び定期検査においては、当機構の審査員からの質問及び確認事項に対して、検査関係者からの詳細な説明が行われる等の真摯な対応が認められた。また、当初に策定された工程どおりに定期事業者検査が実施される等、工程管理が適切に行われたことを確認するとともに、今回の定期事業者検査で発生した不適合事象について速やかに不適合処置及び是正処置を実施し、安全管理体制の継続的な改善に向け取り組んでいることが確認できたことなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると評価されたとしている。
	4. 審査項目 文書審査及び実地審査10項目(1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査、2次系ポンプ分解検査、燃料集合体外観検査など)
評定 (原子力安全・保安院)	1. 評定結果：A
	2. 評定の通知 平成21年2月24日(通知番号 平成21・01・09原第36号)
	3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。
	4. 評定委員会の開催状況 平成21年1月29日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成21年2月12日 評定の検討
	5. 評定における特記事項 なし
その他	

4. 関西電力株式会社

定期安全管理申請者	関西電力株式会社 取締役社長 森 詳介 (申請日 平成20年8月8日、申請番号 関原発第258号)
審査の対象事項	大飯発電所第4号機 第12回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	1. 審査実施期間 平成20年8月25日～平成21年2月6日
	2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成21年2月6日(通知番号 08検計受安-0055)
	3. 審査結果の概要 平成21年2月6日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、また、改善が必要とされる事項も文書審査及び実地審査を通じて確認されなかったとしている。 機構は、以上のことや、美浜発電所3号機事故を受け、原子力安全・保安院の指示に基づき実施した「厳格な審査」が終了して以降に機構が同発電所で実施した審査で確認した改善すべき事項については是正処置の定着状況を確認したところ、是正処置が継続して実施され、今回定期事業者検査で同種事象が再発していないことなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると評価されたとしている。
	4. 審査項目 文書審査及び実地審査10項目(1次冷却材ポンプフライホイール健全性確認検査、2次系配管検査、供用期間中特別検査のうち原子炉容器管台溶接部の健全性検査など)
評定 (原子力安全・保安院)	1. 評定結果：A
	2. 評定の通知 平成21年4月2日(通知番号 平成21・02・06原第26号)
	3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。
	4. 評定委員会の開催状況 平成21年2月26日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成21年3月12日 評定の検討
	5. 評定における特記事項 なし
その他	

5. 東京電力株式会社

定期安全管理申請者	東京電力株式会社 取締役社長 清水 正孝 (申請日 平成20年8月1日、申請番号 総官発20第166号)
審査の対象事項	福島第二原子力発電所第3号機 第15回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	<p>1. 審査実施期間 平成20年8月25日～平成21年2月9日</p> <p>2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成21年2月9日(通知番号 08検計受安-0047)</p> <p>3. 審査結果の概要 平成21年2月9日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、また、改善が必要とされる事項も文書審査及び実地審査を通じて確認されなかったとしている。 機構は、以上のことや、実施内容の確認及びそれに伴う審査員からの質問事項等について、検査実施責任者及び検査担当者からタイムリーに適切な説明が行われ、真摯で前向きな対応が認められたことなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると評価されるとしている。</p> <p>4. 審査項目 文書審査及び実地審査13項目(監視機能健全性確認検査、主要弁検査、炉内構造物検査など)</p>
評定 (原子力安全・保安院)	<p>1. 評定結果：A</p> <p>2. 評定の通知 平成21年4月2日(通知番号 平成21・02・09原第24号)</p> <p>3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。</p> <p>4. 評定委員会の開催状況 平成21年2月26日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成21年3月12日 評定の検討</p> <p>5. 評定における特記事項 なし</p>
その他	

6 . 北海道電力株式会社

定期安全管理申請者	北海道電力株式会社 取締役社長 佐藤 佳孝 (申請日 平成20年6月30日、申請番号 北電原第105号)
審査の対象事項	泊発電所1号機 第15回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	1 . 審査実施期間 平成20年8月1日~平成21年2月13日
	2 . 定期安全管理審査結果の通知日 平成21年2月13日(通知番号 08検計受安-0026)
	3 . 審査結果の概要 原子力安全・保安院(以下「当院」という。)は、平成21年2月13日に機構から提出された経済産業大臣あての定期安全管理審査結果通知書を受領し、その後、機構から定期安全管理審査の実施状況について説明を受けている。 機構によれば、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、改善が必要とされる事項も文書審査及び実地審査を通じて確認されなかったとしている。また、以上のことや、定期事業者検査の実施要領について検査における改善又は検討の必要性を自ら判断し、その反映を確実にする仕組みを作り、検査要領書への反映を行っていることなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると評価されるとしている。 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。
	4 . 審査項目 文書審査及び実地審査13項目(1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査、計測制御系監視機能検査、2次系配管検査など)
評定 (原子力安全・保安院)	1 . 評定結果 : A
	2 . 評定の通知 平成21年4月2日(通知番号 平成21・02・13原第14号)
	3 . 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。
	4 . 評定委員会の開催状況 平成21年2月26日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成21年3月12日 評定の検討
	5 . 評定における特記事項 なし
その他	

7. 関西電力株式会社

定期安全管理申請者	関西電力株式会社 取締役社長 森 詳介 (申請日 平成20年7月22日、申請番号 関原発第209号)
審査の対象事項	高浜発電所第4号機 第18回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	1. 審査実施期間 平成20年8月22日～平成21年2月20日
	2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成21年2月20日(通知番号 08検計受安-0040)
	3. 審査結果の概要 原子力安全・保安院(以下「当院」という。)は、平成21年2月20日に機構から提出された経済産業大臣あての定期安全管理審査結果通知書を受領し、その後、機構から定期安全管理審査の実施状況について説明を受けている。 機構によれば、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、改善が必要とされる事項も文書審査及び実地審査を通じて確認されなかったとしている。また、以上のことや、今回の期間に重大な不適合と判断されるものはなかったものの、不適合事象を発見した場合においても、不適合・是正処置票を速やかに発行するなど積極的な活動が行われていることなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると評価されるとしている。 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。
	4. 審査項目 文書審査及び実地審査12項目(インバータ機能検査、2次系配管検査、1次系熱交換器検査など)
評定 (原子力安全・保安院)	1. 評定結果：A
	2. 評定の通知 平成21年4月2日(通知番号 平成21・02・23原第2号)
	3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。
	4. 評定委員会の開催状況 平成21年3月12日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成21年3月26日 評定の検討
	5. 評定における特記事項 なし
その他	

8. 東京電力株式会社

定期安全管理申請者	東京電力株式会社 取締役社長 清水 正孝 (申請日 平成20年10月3日、申請番号 総官発20第209号)
審査の対象事項	福島第二原子力発電所第2号機 第18回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	1. 審査実施期間 平成20年10月17日～平成21年3月5日
	2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成21年3月5日(通知番号 08検計受安-0075)
	3. 審査結果の概要 原子力安全・保安院(以下「当院」という。)は、平成21年3月6日に機構から提出された経済産業大臣あての定期安全管理審査結果通知書を受領し、その後、機構から定期安全管理審査の実施状況について説明を受けている。 機構によれば、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認めらなかったものの、改善が必要とされる事項として、主蒸気逃し安全弁・安全弁機能検査の際、「検査の品質に影響を与える検査要領書の誤記(判定基準に直結するもの)」が1件、文書審査を通じて確認されている。 本件については、社内標準に基づき不適合の原因を追及し、転記ミス防止のため自動計算表に変更するなどの再発防止対策を実施するとともに、検査関係者に定期事業者検査連絡会等にて周知を実施したと機構は、確認されている。 また、以上のことや、今回の期間に重大な不適合と判断されるものはなかったこと、本機の審査期間中に改善が必要と判断された事項も是正処置が適切に実施されていることなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると評価されるとしている。
	4. 審査項目 文書審査及び実地審査11項目(配管健全性検査、給水加熱器解放検査、非常用ガス処理系設備検査など)
評定 (原子力安全・保安院)	1. 評定結果：B
	2. 評定の通知 平成21年6月12日(通知番号 平成21・03・05原第11号)
	3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。
	4. 評定委員会の開催状況 平成21年3月26日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成21年5月14日 評定の検討
	5. 評定における特記事項 なし
その他	